

障がいのある人など対象 軽自動車税を減免します

申請受付期限
5月25日(月)まで

問 税務課 住民税係 ☎58-3750

心身に障がいのある人が使用する軽自動車、二輪車などについて一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免(免除)を受けられます。

初めての申請

「減免申請書」を提出してください。
審査により減免決定を行います。

継続更新

毎年3月下旬に送付する「現況報告書」を提出してください。
内容を確認の上、要件を満たしていれば減免が継続されます。
ただし減免理由に変更のある人は改めて申請が必要です。

減免が受けられる範囲

① 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※障がいの区分ごとに減免対象となる障がいの程度が異なります。(表1)

② 軽自動車の構造が身体障がい者の利用のために造られた(改造された)もの

減免が受けられる軽自動車など

減免が受けられる軽自動車は、(表2)の所有者欄に該当する人が自動車検査証の所有者欄に登録されている車両です。ただし、^{かつ}割賦販売契約による所有権留保付き軽自動車の場合は、(表2)の所有者欄に該当する人が自動車検査証の使用者欄に登録されている車両です。

※普通自動車も含めて心身に障がいのある人、一人につき1台です。

※法人名義およびリースの自動車は減免が受けられません。

申請に必要なもの

● 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳

● 運転免許証

※マイナ免許証の場合は、マイナンバーカードをマイナ免許証読み取りアプリで読み取り、その画面を印刷したもの。(税務課窓口にて画面の提示も要)

● 自動車検査証

※令和6年1月以降発行の自動車検査証(電子検査証)をお持ちの方は自動車検査証原本と併せて自動車検査証記載事項(写し)または車検証閲覧アプリを使用して印刷したもの

● 減免申請書(税務課窓口または町HPからもダウンロードできます。)

● 申請者のマイナンバーカード



ダウンロードはこちら

対象となる障がいの区分と障がいの程度 (表1)

障がいの区分	障がいの程度	
	本人が運転	生計を一にする人が運転 常時介護する人が運転
視覚障がい	1級～4級	1級～4級
聴覚障がい	2級、3級	2級、3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能障がい	3級 ※喉頭摘出者のみ	
上肢不自由	1級、2級	1級、2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
身体障がい者	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級、2級
	上肢機能移動機能	1級～6級
機能障がい	心臓呼吸器じん臓ぼうこう、または直腸小腸	1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級
	肝臓機能障がい	1級～3級
知的障がい者	その障がいの程度が「重度」(療育手帳に記載された障がいの程度が「A」)の人	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障がい等級が1級の人	

※障がい重複することにより、表と異なる上位の等級とされている場合や戦傷病者の区分についてはお問い合わせください。

減免が受けられる軽自動車の所有者と運転者 (表2)

心身に障がいのある人の状況	所有者	運転者
● 満18歳以上の身体障がい者 ● 戦傷病者	本人	本人 生計を一にする人
● 満18歳未満の身体障がい者 ● 知的障がい者 ● 精神障がい者	生計を一にする人	生計を一にする人
心身に障がいのある人のみで構成される世帯に属する ● 満18歳以上の身体障がい者 ● 戦傷病者	本人	心身に障がいのある人を常時介護する人
心身に障がいのある人のみで構成される世帯に属する ● 満18歳未満の身体障がい者 ● 知的障がい者 ● 精神障がい者	生計を一にする人	

障がい福祉にかかる各種手帳・自立支援医療の申請について

問 自立支援課 障がい福祉係(庁舎1階) ☎58-5323

自立支援医療(精神通院医療)の支給申請

精神疾患のある人が治療のために医療機関に通院する場合の医療費を一部公費負担する制度です。

【更新】1年に1回、有効期限の3カ月前から受付

【新規】随時受付

【提出物】精神通院医療用診断書(2年に1回) / 健康保険資格確認書など(同一保険加入者全員分) / 受給者証(更新時)

精神障害者保健福祉手帳の交付申請

一定の精神障がいの状態にあることを認定するので、精神障がいのある人が自立して生活し、社会参加する手助けとなります。

【更新】2年に1回、有効期限の3カ月前から受付

【新規】随時受付

【提出物】手帳用診断書または障害年金証書 / 写真2枚(新規など) / 精神障害者保健福祉手帳(更新時)

写真サイズ 縦4cm×横3cm 共通の持ち物 顔写真付き本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカードなど)

身体障害者手帳

【対象】身体障がい者

【更新】再認定期月のおおよそ3カ月前から受付

【新規】随時受付

【提出物】手帳用診断書 / 写真2枚(新規・更新時など)、身体障害者手帳(更新時)

療育手帳

【対象】知的障がい者(児)

【更新】次回判定時期のおおよそ6カ月前から受付

【新規】随時受付

【提出物】写真2枚、療育手帳(更新時)

自立支援医療(更生医療・育成医療)

【継続】有効期限の3カ月前から受付

【提出物】医師意見書 / 健康保険資格確認書など(同一保険加入者全員分) / 受給者証(更新時) / 身体障害者手帳(お持ちの人)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 手当額が改定されます

問 健康推進課 ☎58-1006 / 自立支援課 ☎58-5323

令和8年度児童扶養手当額(月額)

離婚などによりひとり親となった家庭の親、または親にかわってその児童を養育している人、あるいは父または母が身体などに重度の障がいがある家庭の親に支給される手当です。

【窓口】健康推進課 子育て支援係



詳細はこちら

● 児童1人の場合 ※令和8年4月分から

全部支給	一部支給
4万8050円	4万8040円～1万1340円

● 児童2人以上の場合(児童が1人増す毎に)

1万1350円～5680円加算

令和8年度特別児童扶養手当(月額)

身体または精神に一定の障がいがある20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の養育者に支給される手当です。

【窓口】自立支援課 障がい福祉係(庁舎1階)



詳細はこちら

1級	2級
5万8450円	3万8930円

軽自動車の購入費用を補助します

問 商工観光課 商工観光係 ☎58-3718

●子育て世帯経済支援型●	補助額
自動車の新規登録日において町内で高校生以下の人と同居し、子育てのために使用する軽自動車を購入する人	5万円
●高齢者暮らしの安全支援型●	補助額
自動車の新規登録日において町内に住所を有し、自動車運転免許を保有する、非営利かつ自ら使用する目的で先進安全自動車を購入する満65歳以上の人 ※その他要件有り	3万円

【対象車両】令和8年度内に初度検査を受ける町内の自動車販売店で購入する軽自動車(新車)

【申込】対象となる軽自動車購入後、自動車の新規登録日から2カ月以内に商工観光課へ申請してください。

【提出期限】令和9年3月19日(金)まで

※予算の上限に達した時点で終了となります。



詳細はこちら